事務連絡

令和６年８月３０日

各障害福祉サービス事業所・施設

　　運営法人　ご担当者　様

島根県健康福祉部障がい福祉課

島根県福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金に係る概算払請求

について（２回目）

　平素より、県障がい福祉行政にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

　島根県福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金（以下「交付金」という。）の２回目の支払いについて、下記によりご提出いただきますようお願いいたします。

記

１．概算払請求書の提出〆切（第２回目）

　　令和６年９月１２日（木）必着

　　提出方法：メール（syogai-syogu@pref.shimane.lg.jp）

２．支払予定日

　　令和６年９月３０日（月）

３．請求額

・　令和６年７月～９月に島根県国民保険団体連合会（以下「国保連」という。）から伝送により通知された「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金　支払通知書」（以下「支払通知書」という。）に記載された各月の金額の合計が、請求額になります。なお、１回目の概算払（令和6年6月28日支払）において、６月の支払通知書に記載の全額を請求していない法人については、未請求額も含めて請求してください。

　　　→　９月４日（予定）に通知される支払通知書も必ずご確認ください。

　・　令和６年７月～９月の支払通知書の金額は、令和６年５月サービス提供分、過誤請求、月遅れ請求分等の合計額となります。

　・　過誤請求等により支払額がマイナスになった月は、支払通知書は通知されません。該当の法人には、その額を別途送付しますので、その額を反映させた上でご請求ください。

　・　支払通知書は事業所単位で通知されますが、請求は法人単位となりますので、法人の担当者におかれては、各事業所の支払通知書を取りまとめの上、合計金額で請求してください。

　・　概算払請求額の算出については、別添「処遇改善交付金概算払金額算出表」をご活用ください。

４．障がい児入所施設の措置費の取扱いについて

　　　障がい児入所施設の措置費については、国保連のシステムを通じて支払われないため、支払通知書に措置費の金額は含まれていません（交付決定額は措置費も含んでいます。）。

したがって、各施設において計算の上、上記３の請求書に措置費分の交付金額を含めて、提出いただきますようお願いいたします。

島根県健康福祉部障がい福祉課指導給付係

　担当：森合

Tel:0852-22-5327

e-mail:syogai-syogu@pref.shimane.lg.jp

様式第３号

記　載　例

請　求　書

「概算払金額算出表」により算出された金額を記載。②と金額は一致

一金　　１０，０００　　　円

但し、島根県福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金として

県からの交付決定額を記載。変更交付決定があった場合はその金額を記載

交付決定額　　　　　　　　３０，０００　　　円①

今回請求額　　　　　　　　１０，０００　　　円②

受領済額　　　　　　　　　１５，０００　　　円③

おって請求する額　　　　　　　　　　０　　　円

６月２８日（金）に受領した概算払の金額を記載してください（6/28に受領していない場合は０円と記入してください。

今回が最終の請求となるため、「０円」としてください。

上記のとおり請求します。

　 令和６年９月８日

所在地　島根県松江市○○町１－２－３

法人名　社会福祉法人○○○○

代表者名　理事長　○○○○

島根県知事　様